

国保
こくほ

保険税、納税で悩んだ時は
早めの相談を！



国民健康保険税は、加入者の皆様が安心して医療を受けることができるよう納めていただく国保の大切な財源です。しかし、長引く経済不況の影響などで、当面、納期限内の納付が困難となった人は、役場税務課納税係で納税相談を受け付けています。

夜間納税相談…毎週水曜日
午後 8 時まで（祝日除く）
休日納付相談…毎月第 3 日曜日
午前 9 時～午後 4 時

納税相談…平日
午前 8 時 30 分～午後 5 時

仕事などで昼間の相談が難しい人は、夜間・休日の納税相談も行っています。ぜひご利用いただき、お早めにご相談をお願いします。

⊗ 納税相談も無く保険税の滞納が続くと… ⊗

段階 1
有効期間が短い短期被保険者証が交付されます。

段階 2
医療機関の窓口負担が 10 割となる資格証明書が交付されます。

段階 3
財産が差し押さえられる場合があります。

納税相談問い合わせ先 役場税務課納税係 ☎ 286-3111 内線 143・144

国民年金
ねんきん

国民年金保険料は
免除制度があります

第一号被保険者(自営業・無職など)で、所得が低い、失業したなどの理由で国民年金保険料を納めることが困難な人のために、「国民年金保険料免除制度」があります。

本人・配偶者・世帯主それぞれの前年所得(1月から6月までに申請される場合は前々年所得)に応じた免除申請ができます。

免除を希望する人は、役場健康づくり推進課窓口で申請してください。

申請に必要なもの
・印かん
・平成 23 年 3 月 31 日以降に退職した人は、退職したことを証明できる公的機関の書類の写し(離職票・雇用保険受給資格者証など)

※平成 23 年 7 月～平成 24 年 6 月分までの保険料免除の受け付けは 7 月で締め切りです。

※平成 24 年 7 月～平成 25 年 6 月分の保険料免除希望の人は 7 月以降に申請してください(継続申請の人は申請不要)。

免除の種類	免除なし	4分の1免除	半額免除	4分の3免除	全額免除
納付金額(月額)	14,980 円	11,240 円	7,490 円	3,750 円	0 円

問い合わせ先 熊本東年金事務所 ☎ 367-8144
役場健康づくり推進課国保年金係 ☎ 286-3111 内線 121～123